

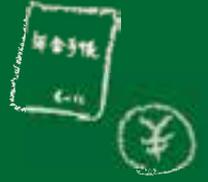


うわじま牛鬼 © カナヘイ

国民年金のおはなし



年金受給者が死亡した ときの手続き

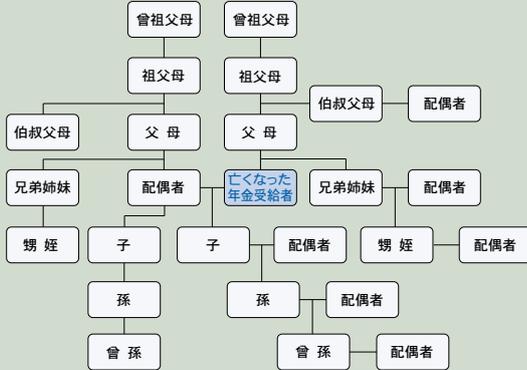


国民年金を受給していた人が亡くなったとき、まだ、受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、受給していた人が亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその人と生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。

例えば、11月に亡くなった場合、12月に受け取るはずであった10月分と11月分の2ヵ月分が対象になります。

■未支給年金を受け取ることができる遺族の順位

- ① 配偶者 【3親等内の親族図】
- ② 子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹
- ⑦ そのほか
3親等内の親族



■未支給年金の請求に必要なもの

- ▶ 亡くなった人の年金証書
 - ▶ 亡くなった人と請求者の続柄が分かる戸籍謄本 など
 - ▶ 亡くなった人の除票
 - ▶ 請求する人の世帯全員の住民票
 - ▶ 請求する人の名義の預貯金通帳
 - ▶ 認め印
 - ▶ 亡くなった人と請求する人の住所が違う場合は、生計同一申立書
- ※詳しくは、市役所担当窓口で説明します。



国民年金のみを受給していた人が亡くなった場合は、市役所で手続きが完了しますが、厚生年金を受給していた場合や、遺族厚生年金が発生する場合は、年金事務所での手続きとなります。その場合は、市役所担当窓口で必要書類とあわせて案内します。

ちょっと小断

「主人は会社員であったので老齢厚生年金を受給していたのに、なぜ妻の私は遺族厚生年金が受給できないのか」という問い合わせがあります。

老齢厚生年金と、遺族厚生年金を受給できる場合、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額が支給停止となります。したがって、遺族厚生年金より老齢厚生年金の金額が多い場合は、遺族厚生年金は支給されません。不明なときは市役所担当窓口または年金事務所までお問い合わせください。



【問合せ】
月～金（祝日をのぞく）
午前8時30分～午後5時15分

宇和島年金事務所
代表 ☎22 - 5440

宇和島市役所 市民課
国民年金係 ☎24 - 1111
内線2133